

広島県告示第八百三十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十一年九月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
山本六丁目三〇地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区		町・丁目	字	地番	標柱番号
広島市安佐南区		山本六丁目		一〇〇七番八	標柱一号
	山本町	大谷		甲一〇〇五番 甲一〇〇五番地先道 路敷	標柱二号及び三号
	山本六丁目			一〇〇七番一二	標柱四号
					標柱五号及び六号